

# 特定建築物の環境衛生管理基準

## 雑用水の水質

### 1)散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査

	検査項目	基準	検査方法
ア	pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法
イ	臭気	異常でないこと	官能法
ウ	外観	ほとんど無色透明であること	官能法
エ	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
オ	濁度	2度以下であること	積分球式光電光度法

検査頻度:1回/7日(ア、イ、ウ) 1回/2ヵ月(エ、オ)

### 2)水洗便所の用に供する雑用水の検査

	検査項目	基準	検査方法
ア	pH値	5.8以上8.6以下であること	ガラス電極法
イ	臭気	異常でないこと	官能法
ウ	外観	ほとんど無色透明であること	官能法
エ	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法

検査頻度:1回/7日(ア、イ、ウ) 1回/2ヵ月(エ)

平成24年4月1日付